

第14節 給水計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 水道施設の被災状況の早期把握 2 給水資器材の確保 3 災害の状況に応じた給水体制の確立 (1) 給水順序 ⇨ 緊急性の高い所から(医療機関、避難所、社会福祉施設等) (2) 給水量 ⇨ 1人1日3ℓ(各地区の被災者数の把握) (3) 給水方法 ⇨ 給水タンク車による搬送給水、給水用資器材(ポリ容器、給水袋)による給水、緊急貯水槽による給水、仮設給水柱の設置 4 市民への広報 ⇨ 応急給水の実施(給水方法、場所、時間帯等)、復旧の見通し	水道部

第1 計画の方針

地震のため給水施設の破損による断水あるいは汚染等により飲料水を確保することができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するとともに、被災した水道施設の応急復旧等を行い、被災地の生活用水を確保する。

第2 実施責任者

被災者への飲料水の供給は、市長が実施する。

第3 給水の実施

- 地震等発災時において、市水道部は、災害対策実施要領に基づき、速やかに住民への飲料水の供給に努める。
- 被害が広範囲にわたり、本市のみでは実施が困難である場合は、府及び府下市町村等に応援を要請するものとする。

第4 供給対策

1 給水方法

(1) 拠点及び指定給水

飲料水の給水は、浄配水場の拠点給水所及び指定避難場所の指定給水所において実施する。

(2) 給水車による搬送給水

断水地域へは、浄配水場を拠点として、給水車により搬送給水する。なお、給水車等及び給水タンクが不足する場合は、府下市町村等から応援を受けるものとする。

応 急 給 水 用 資 器 材

(平成16年4月現在)

種 類	容 量	数 量	種 類	台 数
給 水 車	2 m ³	1	投 光 器	8
給 水 タ ン ク	1 m ³	3	管 接 合 工 具	5
	0.5m ³	3	鉄 管 切 断 機	2
給 水 ビ ニ ール 袋	1 m ³	2	電 気 ド リ ル	3
	0.5m ³	3	水 中 ポ ン プ	4
給 水 ポ リ タ ン ク	20 ℓ	120	可 搬 式 発 電 機	3
	10 ℓ	300	制 水 弁 開 栓 棒	13

給水ポリ袋	10ℓ	8,400	漏水探知機	2
給水ポリ容器	10ℓ	1,000	埋設管探知機	2
カンパン（缶入り）		14,400	音聴棒	12
大阪府備蓄水（500 ^{mm} ℓ）		16,800	残塩測定器	8

（３） 仮設給水栓の設置

給水対象人員等を調査のうえ、配水管路の復旧状況に応じて仮設給水栓を設置して、給水を実施する。

（４） 緊急貯水槽

貯水槽の給水口より仮設給水栓を設置して、給水を実施する。

2 給水量

飲料水の供給を行うときは、1人につき1日3ℓを基準とする。

3 給水の優先順位

給水は、医療機関、指定避難場所、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

第5 広報

断水した場合には、市民に対し応急給水の実施、復旧の見通し等について広報車等により広報を実施する。なお、給水実施の広報については、給水方法、給水場所、時間帯その他必要事項の周知を図る。

第6 補給水源

水道水源施設と配水池施設は、資料編に掲載のとおりである。

資料編	給水拠点一覧 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準
-----	------------------------------------------